

第5章

文化財の保存及び活用 に関する事項

1. 津山市全域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は、昭和56年・昭和57年に市内に残る町家・武家屋敷の調査を実施し、昭和58年「津山の町並」を刊行した。その成果を元に昭和61年、「津山市景観整備基本計画」・「出雲街道復元計画」を策定し、市内城東地区の旧出雲往来沿い約1.2kmを「町並保存地区」に指定し、同エリアの保存を図ることとした。引き続き昭和63年には城東地区保存対策調査を実施、同年「津山市町並保存対策補助金交付要綱」を告示、併せて「津山市景観整備委員会」を発足させ、平成元年には「津山市城東町並保存地区整備計画」を策定・告示し、市として歴史的な町並みを保存していく意思を明確にした。また調査の成果は同年、「津山城東の町並～伝統的建造物群保存対策調査報告書～」として刊行している。

これらの調査はいずれも将来的な重要伝統的建造物群保存地区の選定を前提に進められた事業であるが、結果的にこの時点では津山市独自の景観整備・改善補助事業として進められることになった。

今後、文化財指定の有無や種類の違いにかかわらず適切に把握を行うため、こうした歴史的建造物の調査を継続して実施し、明らかになった価値に基づき文化財指定を推進する。

あわせて、長期的な視野で計画的に保存・活用していくための津山市文化財保存活用地域計画の策定を行うとともに、維持管理や修理・修景に対してさらなる財政的・技術的支援を検討する。

また、昭和62年(1987)に市内中心部に位置する「史跡津山城跡」及びその周辺景観の保存・再生を目指した「史跡津山城保存整備基本計画」を策定した。しかしながら時あたかもバブル経済の真っ只中であり、空前の好景気に沸く市民の大半は市街地中心部を広く規制しようとするこの計画に対し「総論賛成・各論反対」であり、残念ながら有効な施策を執ることができなかった。僅かに史跡指定地内の空中線・既設専有物の一部の撤去が実施されたに過ぎない。その後平成9年に至り、再度史跡津山城跡全体の保存・環境整備のための「史跡津山城跡保存整備計画」を策定し、以後20年計画で史跡全体の環境整備を実施してきており、計画は平成28年度に第Ⅱ期計画へと更新し、現在に至っているところである。

津山城跡については、Ⅱ期計画の中で史跡指定地内の整備・調査等を実施するとともに、虎口整備や石垣修理などⅠ期計画で未実施だったものについて改めて計画を行い、史跡指定地外の津山城関連遺構についても保存に向けて検討を行う。

平成 24 年度には「津山市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、同年伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った。平成 25 年（2013）8 月には「城東」が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成 29、30 年度には城西地区の保存対策調査を実施し、令和 2 年（2020）には「城西」が重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

今後、重要伝統的建造物群保存地区に選定された城東・城西地区をはじめとした歴史的町並みの保全に努め、引き続き良好な景観形成を図る。

面的な文化財の保存とともに、単体個別の文化財についても調査、研究を行い、その価値に基づき指定や登録等を受けたものについて、その保存を図る。平成 25 年（2013）に本源寺が、平成 28 年（2016）には旧荻田家住宅が国の重要文化財に指定され、各々について保存管理計画を策定し、保存・活用を進めていくこととしている。

さらに、県、市指定文化財や国登録有形文化財建造物のうち歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、積極的に歴史的風致形成建造物としての指定を図る。

また、市指定の文化財は、史料の調査や修理事業等にあわせて現地調査を実施し、新たな知見に基づき価値の再評価を行う。

「津山市文化財保存活用地域計画」が令和 2 年（2020）7 月に認定された。津山市文化財保存活用地域計画の認定により文化財の保存・活用に関して津山市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を進めることが可能となった。今後、具体的な取組を進めるための体制作りを行う。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存は、その本質的な価値を維持することが絶対条件であり、その修理については現状修理を基本とし、建造物の解体修理など大規模な修理においては、詳細調査・史料調査及び耐震精密診断などを実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めるものとする。

一方、歴史性を踏まえた文化財の整備においては、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの成果を活用し、類例についての調査・研究も行ったうえで、それらの知見を踏まえた総合的見地から整備を図るものとする。

なお、指定文化財における必要な修理に対しては、今後も引き続き関係機関との連携を図りながら技術的、財政的支援を行い、後世に禍根を残さない適切な文化財の修理を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財を保存・活用するためには、大前提としてその文化財について「知ってもらう」ことが必要である。「知られていない」ことは「存在しない」ことと同じであることから、文化財の所在を示す公共サインの整備や統一、現地で内容が容易に理解できるようなコンテンツの充実を図る。

特に、近年増加傾向にある、外国人旅行者に対して、文化財を「正しく」、「わかりやすく」伝えるため、最低でも4～5か国語でのコンテンツ整備の推進を図る。

また、文化財を「群」として理解してもらうためには、各所に点在する文化財を一連のものとしてストーリーで結び付け、回遊できるルートを設定することが必要であり、そのための環境整備を行うこととする。

さらに、文化財について「知ってもらう」ためのハード施設の整備についても、それぞれの文化財のガイダンス施設の整備に取り組むとともに、市内全域の文化財について体系的に知ることのできる施設として、「津山郷土博物館」の展示の改善に取り組む。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺は自然環境・社会環境など、多様な要素で構成されており、環境の変化は文化財の本質的な価値に大きな影響を与えるため、周辺の環境に十分に注意を払い、文化財の本質的な価値が大きく損なわれないよう、万全を期す必要がある。

歴史的建造物の周辺環境の保全を図るため、津山城周辺の高層建物の建設等による景観阻害に対し、景観計画に基づく指導助言を重点的に行うとともに、県屋外広告物条例の許可対象以外の屋外広告物に対しては継続して指導を実施することで適正な景観形成につなげる。

また、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財の本質的な価値を毀損しない事を大前提にしたうえで、周囲の景観や環境との調和を図ることが必要である。

(5) 文化財の防災に関する方針

城東伝統的建造物群保存地区では、江戸時代の城下町の町割りを色濃く残す町並みに暮らす住民の安全確保と文化財としての町並み保存を図るため、防災計画を策定し、防火・消防体制の強化や自然災害対策に取り組む。

平成30年度に防災計画を策定し、平成31年度から計画に基づいたハード、ソフト両面の防災対策を図っている。

また火災への対応として、個々の文化財建造物については、火災予防・初

期消火による被害の拡大防止のために、所有者への安全啓発活動や消防法で義務化されている自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図る。

文化財建造物は現行基準からみて火災に対し明らかに脆弱^{ぜいじやく}であることは自明であり、それを補完するための屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防災設備の設置を推進し、火災被害の軽減を図る。

さらに広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を定期的実施する。

現在では避けて通ることのできない耐震対策では、建造物の現状を知る手掛かりとしての「耐震予備診断」を積極的に推進し、その診断結果により必要に応じて耐震基礎診断を行うこととする。さらに、文化財保存のための修理工事等に併せて耐震精密診断を実施し、文化財の本質的な価値を毀損しない範囲での耐震補強工事を行うこととする。

また昨今文化財建造物等に対する人為的な毀損^{きそん}事案が全国的に増加している。所有者等に対しては文化財の巡視等の対応強化の協力を依頼し、必要に応じて防犯カメラ等の設置・積極的な周知をおこなうなど、事案を未然に防ぐための手段を検討する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の存在と価値について広く理解を得るため、文化財の公開に努め、誰もが文化財を気軽に見学し親しむことのできる機会を設定する。

非公開の文化財については、岡山県が進める文化財一斉公開に合わせ、期間限定での公開に積極的に取り組むほか、資料を元に現地での解説、公開講座等を実施する。

また、WEBサイトの充実により、文化財関連情報の積極的な発信を図るほか、歴史文化基本構想策定に伴い調査した文化財についてデータベース化し、サイト上でだれもがアクセスすることができるように努める。

さらに、重要伝統的建造物群保存地区については、ワークショップの開催等により建物等の修理・修景について、行政・工事請負者・設計監理者・市民の間での理解の共有化を図ることに努める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

津山市では、史跡津山城跡周辺における市街地化が著しいため、周知の埋蔵文化財包蔵地について、旧堀の内側のみを「津山城跡」として登録・運用している。それ以外の城下町区域については、文化財保護法に基づく保護を図るうえで必要な範囲において現状の把握に努め、適切な保護の措置を図る。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所における開発行為等については、未発

見の埋蔵文化財の保護にも万全を期すため、民間事業者の開発行為、農地転用時には市関係部局との合議によりそれらの事前把握に努め、事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘確認調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合に努める。また、公共事業の実施においては、埋蔵文化財について特段の配慮を行うものとする。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市では、これまで伝統的建造物群保存地区の事務については市長部局の歴史まちづくり推進室が、教育委員会の補助執行を行っていたが、平成30年の文化財保護法の改正により直接文化財保護の事務を行うことができるようになった。また、令和2年4月の津山市の機構改革により教育委員会の文化課が市長部局となったことで、歴史まちづくり推進室と緊密に連携をとれる体制となっている。

「伝統的建造物群保存地区保存審議会」は「津山市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づいて設置され、市長の諮問に応じて伝統的建造物群保存地区に関する事項を調査・審議する。組織は学識経験者等14名で構成されている。

伝統的建造物群保存地区以外の文化財の事務については、「津山市文化財保護条例」に基づく文化財保護委員会が設置されている。文化財保護委員会は、市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、これらの事項について市長に答申する。組織は、学識経験者等10人で構成されている。

今後、文化財保護委員会は本市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的立場を発揮し、本市の文化財保護について積極的支援を行うものとする。

それぞれの委員及び津山市専門職員の詳細については下記表のとおりである。

伝統的建造物群保存地区保存審議会

委員	専門
元行政職員・研究機関客員研究員	建築史
大学教授	建築史
大学教授	都市防災
建築士会	建築
建築士会	建築
観光協会	観光まちづくり
文化財保護委員	文化財
文化財保護委員	文化財
町内会長 6名	

文化財保護委員会

委員	専門
元行政職員	考古学
大学教授	考古学
元行政職員・研究機関名誉研究員	古代史
大学准教授	建築
元行政職員	近世史
大学非常勤講師	美術
会社役員	郷土史
行政職員・旧町村代表	中世史
元行政職員・旧町村代表	
旧町村代表	

歴史まちづくり推進室専門職員体制

所属	職位	専門
歴史まちづくり 推進室	主査	近世史

文化課専門職員体制

所属	職位	専門
文化課	課長	考古学
文化財保護係	参事	考古学
	主幹	考古学
	主任	考古学
	主事	考古学
郷土博物館	参事	考古学
	主査	近世史
	主任	近世史
	主事	近世史
洋学資料館	主幹	近世史
	主任	近世史
	主事	近世史

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

現在、市内に観光ボランティアガイドが1団体あり、観光協会に事務局を置き要請に応じて案内業務を行っている。年間延べ300人弱が案内業務に参加しているが、高齢化と後継者の育成が課題となっており、今後、課題の解消に向け行政としての支援策の検討を行う必要がある。

また、小学校区を単位とした地域活動組織や地区のまちづくり組織などが結成されつつあり、先行して結成された団体と行政が協働し、歴史的風致を活用したまちづくりのモデルケースを作っている。

今後、このような各種団体の多様な活動をさらに推進するため、必要な情報を提供し、人材の育成、活動に対する支援など官民協働による文化財の保存・活用体制を構築するものとする。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域における歴史的風致に関わる国指定、選定文化財及びそれ以外の文化財の指定等の件数は下記表のとおりである。

種 別		国			県指定	市指定	計	
分 類	細 別	指 定	選 定	登 録				
有 形 文 化 財	建 造 物	5		9	6	13	33	
	美 術 工 芸 品	絵 画				2	2	4
		彫 刻					3	3
		工 芸 品				2	2	4
		古 文 書				1	5	6
		考 古 資 料				2		2
		歴 史 資 料				1	5	6
無 形 文 化 財					2	0	2	
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財				1	2	3	
	無 形 民 俗 文 化 財						0	
記 念 物	史 跡	2			1	5	8	
	名 勝	1					1	
	天 然 記 念 物					1	1	
文 化 的 景 観							0	
伝 統 的 建 造 物 群			2				2	
計		8	2	9	18	38	75	

重点区域内の国指定文化財は重要文化財（建造物）が5件、記念物が3件あり、重要伝統的建造物群保存地区が2件選定されている。

重点区域内の岡山県指定文化財は有形文化財（建造物）が6件、記念物が1件ある。

また、2件の無形文化財、1件の有形の民俗文化財がある。

重点区域内の津山市指定文化財は有形文化財（建造物）が13件、記念物が6件ある。また、2件の有形の民俗文化財がある。

重点区域内の国登録有形文化財（建造物）は9件で、本市の国登録有形文化財（建造物）の82%が重点区域内に位置する。

これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存、活用を図る。

文化財の保存、活用に関しては、その両立を図るため、事前に文化財保護に必要な事項を明確にし、保存すべき箇所や活用のため変更が可能な箇所を明らかにしておくことが重要である。

今後、未策定の文化財においては、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針など指針に則って個々の文化財の保存活用計画の作成に努め、保存管

理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適正な実施を図るものとする。

また、文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、文化財の不具合については専門家による現場（現物）確認が最も有効である。現在、県が任命する文化財保護指導委員による定期的な現地パトロールを実施しており、今後も継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

（２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）は文化庁長官の許可が必要であるが、現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損なわないために、関係機関と事前に十分な協議、検討を行うものとする。また、県、市指定の文化財等についても、その根拠条例等に基づき文化財としての本質的な価値を毀損しないよう、適正な措置を行う。

また、未指定の文化財等の修理、整備に関しても事前に十分な調査等を実施し、稚拙な修理、整備によってその価値が損なわれないよう計画段階で十分な配慮を行うこととする。

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、特に建築年代や建築様式等の異なる多種多様な文化財の存在が津山市の歴史的重層性を示し、その歴史的風致を特徴付けている。このことから、文化財の修理、整備においては文化財本来の価値を維持、向上させることを基本として計画、実施する。

また、復元等の整備手法を執る場合においては、地下遺構の保護に万全を期したうえで、類例調査等や史料調査に基づき慎重に行う。

以下に個別の文化財の修理、整備等に関する計画を記す。

津山城跡（国の史跡）

城郭は市街地の中心部に石垣のみが残された状態であるが、三の丸には幕末期の藩校の建物を移築した「鶴山館」が藩政期の様相を物語る唯一の建築物として残されている。津山城跡の石垣は築城開始時の野面積みから築城停止時の切込み接ぎまで、足掛け13年の築城期間の間に大きく石積みの様相が変化していることが読み取れる貴重な歴史遺産である。



史跡津山城跡全景

津山城跡においては、史跡津山城跡保存整備計画（第Ⅱ期）に基づき、津山城の本質的な価値である石垣及び虎口通路の保存修理を進め、保存を図るとともに、崩落を未然に防ぐための修理・失われた石垣の復元等についての調査・研究を進め、可能なものについては復元し、環境整備を図る。

（事業名）史跡津山城跡保存整備事業（平成10年度～令和7年度）

平成10年度～平成27年度（1998年度～2015年度）史跡津山城跡保存整備計画Ⅰ期
○建造物：「備中櫓」復元等による本丸天守曲輪周辺の整備
○石垣：「五番門南石垣修築」「天守曲輪北多間櫓石垣修築」「天守台石垣間詰石補修」等の保全対策
○虎口通路：「七番門虎口」「裏切手門虎口」「裏鉄門虎口」の整備
平成28年度～令和7年度（1998年度～2015年度）史跡津山城跡保存整備計画Ⅱ期
○虎口通路：「裏中門虎口」「裏下門虎口」の整備
○便益施設等：各所に説明陶板設置

① 旧津山藩別邸庭園（衆樂園）（国の名勝）

旧津山藩別邸庭園（衆樂園）は、
ち せんかいゆうしきていえん
池泉回遊式庭園で、岡山県北部唯一
の近世大名庭園として名勝に指定さ
れている。

のぶとみ
松平宣富が新藩主となって入封し
た当初は、他藩からの使者を謁見する
「御対面所」として使用されていたが、
藩主の私的な別邸としての性格が強
く、第11代藩主松平斉孝・第12代藩
主斉民の隠居所としても使用され、明
治以降の公園利用を経て現在のかた
ちとなった。国の名勝としての価値を

最大限示すため、今後も庭園植栽の保存整備及び池堆積土砂撤去、園内建造
物（迎賓館、余芳閣、風月軒、清涼軒）の改修、樹木保存管理計画作成など
の維持、管理を徹底し、庭園景観の保存を図る。

（事業名）衆樂園（旧津山藩別邸庭園）保存整備事業（平成21年度～令和10年
度）



国の名勝 旧津山藩別邸庭園（衆樂園）

② 総社本殿（国の重要文化財（建造物））

本殿は、社伝では永禄5年（1562）に毛
利元就が再建したものと伝える。現在の本
殿は、明暦3年（1657）に二代藩主森長継
が再建したものである。

本殿の周囲は透かし塀なかやまづくりに囲まれる。本殿
はいわゆる中山造いりもやの建築で、大型の三間四
方平面向拝を付け、柿葺の屋根は入母屋
造妻入とする。本殿内部は、正面の1間通
りを外陣として、残りの3間×2間を一室
の内陣さおぶちとしている。天井は、外陣の天井は
格天井、内陣は棹縁天井として区別してい
る。本殿は二重の基壇上の亀腹の上に建てられており、軸部の柱は全て円柱
を用いる。

保存活用計画は未策定であるが、「中山造」の建築物を包括して活用できる
保存活用計画を策定したうえで建築物の修理等を計画的に実施する予定であ
る。



国の重要文化財 総社本殿

③ 鶴山八幡宮本殿（国の重要文化財（建造物））

嘉吉年間（1441～44）鶴山に城を築いた山名忠政が城の鎮守・源氏の氏神として勧請したとも伝わる。

現在の本殿は、寛文9年（1669）森長継によって建立されたもので、形式は、方三間、妻入の入母屋造に向唐破風の向拝を設ける中山造で、屋根は栩葺である。長継は、明暦から寛文期（1655～1673）に総社・高野・徳守の各社殿をいずれも中山造で建立しており、当社殿がその最後に位置する。



国の重要文化財 鶴山八幡宮本殿

保存活用計画は未策定であるが、上記総社本殿と同様、「中山造」の建築物を包括して活用できるような保存活用計画を策定したうえで建築物の修理等を計画的に実施する予定である。

④ 本源寺本堂、庫裏、霊屋、霊屋表門、中門、附棟札1枚（国の重要文化財（建造物））

本源寺は津山市街西部に所在する臨済宗妙心寺派の寺院で、津山城主森家の菩提寺である。

慶長期に遡る方丈形式の本堂を中心として、庫裏、中門や、精緻な彫刻で飾られた森家代々当主を祀る霊屋など桃山時代から江戸中期までに整備された建造物が一体で残されており、地方において大名家の菩提寺として建てられた臨済宗寺院建築の初期の遺構として価値が高い。



国の重要文化財 本源寺本堂

保存活用計画は未策定であり、本堂・霊屋ともに近年屋根の改修を行っているものの、軸組や梁に虫害が著しく、早急な保存活用計画の策定とともに保存対策のための修理が必要である。

⑤ 旧苧田家住宅（国の重要文化財（建造物））

旧苧田家住宅は、旧津山城下の商家町である津山市城東伝統的建造物群保存地区の西部に所在し、主屋（附祈祷札二枚）、三階蔵（附棟札一枚）、米蔵（附棟札一枚）、前蔵、西蔵（附祈祷札一枚）、大蔵、醤油蔵、新蔵、巽門及び浴室、裏門の10棟で構成されている。

苧田家は、江戸時代中期に当地で酒造業を始め、江戸時代末期には城下屈指の大店となり、周囲の敷地を取り込みつつ主屋の増築や土蔵群の整備がなされた。

主屋の海鼠壁を用いた外観構成などが当地方における町屋建築の典型を示すとともに、屋敷構えも江戸時代以降継続して営んだ酒造業の繁栄とともに発展した過程を示しており、当地方を代表する商家の住宅として歴史的価値が高い。



国の重要文化財 旧苧田家住宅

保存活用計画は現在策定中であるが、平成10年に水害により浸水しており、床面の凸凹が著しく、早急な保存整備工事が必要である。

また、連続して残る苧田家町家群の本瓦の庇が構成する町並み景観は津山で唯一のものであり、地域活性化のために保存修理するとともに、将来世代へ継承し地域に賑わいを生む施設として整備を行う。

（事業名）苧田家住宅及び酒造場修理事業（平成25年度～令和10年度）

（事業名）旧苧田家付属町家群整備事業（平成25年度～令和2年度）

⑥ 岡山県立津山高等学校本館（旧岡山県津山中学校）（国の重要文化財（建造物））

岡山県立津山高等学校の本館は旧岡山県津山中学校の本館として明治33年（1900）8月に建築された。

明治時代の旧制中学校の数少ない遺例として、近代における美作地域の中等教育及び岡山県の近代中等教育をも象徴する建造物である。

建造物の周期的な保存修理の実施及び保存活用計画の策定について所有者である岡山県に求めていく。



国の重要文化財 岡山県立津山高等学校本館

⑦ 箕作阮甫旧宅（国の史跡）

市内西新町の旧出雲往来に面した箕作阮甫旧宅は、昭和50年3月に国の史跡に指定され、翌年にかけて解体・復元された。宇田川家とならび、津山の洋学を代表する洋学者箕作家の初代、箕作阮甫は寛政11年（1799）9月7日に生まれた。それ以後文化9年（1812）戸川町に移転するまでの14年間にわたって、人格形成期である少年期をこの家で過ごした。



国の史跡 箕作阮甫旧宅

旧宅は解体時の調査によって、江戸時代の街道筋の町屋の特徴をよく保存していることがわかった。母屋は木造平屋建てで棧瓦葺、土蔵は木造平屋建てで本瓦葺、その他、棧瓦葺の便所、渡り廊下、勝手、井戸からなり、重要伝統的建造物群保存地区内の典型的な町家景観を示している。

本旧宅は津山市城東伝統的建造物群保存地区内の特定物件でもあり、城東地区の保存計画に基づき、必要に応じて修理等対応していく。

⑧ 城東（国の重要伝統的建造物群保存地区）

津山市城東伝統的建造物群保存地区は、城下町の町人地として出雲往来沿いに発展した町並みで、江戸時代初期に形成された地割がよく残っている。

出雲往来に面して、江戸時代の町家を主体として昭和戦前期までに建築された主屋は、切妻、平入りを基本としたつし2階建てとし、出格子窓、虫籠窓、なまこ壁、袖壁を使用した優れた意匠の伝統的建造物が建ち並び、城下町に形成された商家町の歴史的風致をよく伝えている。

平成25年に保存計画を策定し、平成26年度から修理・修景事業を継続して実施している。

（事業名）伝統的建造物群保存地区保存事業（平成21年度～令和10年度）

（事業名）防災設備整備事業（平成28年度～令和10年度）



津山市城東伝統的建造物群保存地区

⑩ 城西（国の重要伝統的建造物群保存地区）

津山市城西伝統的建造物群保存地区は、城跡西側の社寺地・町人地であり、慶長9年（1604）の城下町建設開始以降から18世紀初頭にかけて段階的に形成された城下町の地割を良く残している。

社寺地には、城下町建設開始以降、約半世紀の間に24に及ぶ寺院が形成され、その建造物群は現在までよく遺存しており、国の重要文化財に指定された本源寺本堂等をはじめ、各々の文化財としての価値も非常に高い。

また、当該地区を貫く出雲往来沿いの町人地は、江戸時代以来高瀬舟による物流で栄え、明治31年（1898）に中国鉄道が開通したときには、現在のJR津山駅が終点の「津山駅」であったことから、当時の津山の玄関口として発展し、商人や職人の町として大いに栄え、旧土居銀行津山支店（作州民芸館）等、明治・大正期を中心とした近代化遺産や商家などの建造物群が現在まで良好な状態で数多く残っている。

令和2年（2020）に津山市城西伝統的建造物群保存地区保存活用計画を策定し、令和3年度から修理・修景事業を実施する予定。



津山市城西伝統的建造物群保存地区

⑪ 県指定文化財の修理に関する計画

県指定文化財には、徳守神社社殿、鶴山八幡宮拝殿・釣殿及び神饌所並びに末社薬祖神社社殿、妙法寺本堂、愛染寺鐘楼門、仁王堂及び本源寺津山藩主森家一門墓附参道、石灯籠そして津山だんじり28基がある。このうち、徳守神社社殿、鶴山八幡宮拝殿、愛染寺鐘楼門、仁王堂は、保存修理工事が行われている。津山だんじりは、年度ごと計画的に保存修理工事が進められており今後は用具等の整備や映像記録の作成を図る。

これらのうち、鶴山八幡宮拝殿・釣殿及び神饌所については、屋根の老朽化に伴い雨漏りが始まっており、近年中の対応が必要と思われる。また本源寺津山藩主森家一門墓附参道については樹木の根による凸凹が著しく、今後何らかの対応が必要であると思われる。

⑫ 市指定文化財の修理に関する計画

市指定文化財には、千代稲荷神社本殿、大隅神社本殿、同神門、旧妹尾銀行林田支店、妙願寺庫裏及び客殿、徳守神社せつしや撰社住吉神社本殿、成道寺山門、妙法寺鐘楼、八出天満宮本殿等の建造物がある。このうち、保存修理工事が行われたのは大隅神社本殿、旧妹尾銀行林田支店、成道寺山門、八出天満宮本殿、妙願寺庫裏である。中山神社惣神殿については倒壊の危険性が高いため、令和2年度から保存修理事業を実施している。

⑬ 国の登録有形文化財の修理に関する計画

国の登録有形文化財である作州民芸館は、老朽化による雨漏りや耐震、防火に構造上問題があることから、歴史的風致形成建造物として修理を行う必要がある。

(事業名)作州民芸館保存活用事業(令和2年度～令和10年度)

(事業名)知新館保存整備事業(令和3年度)

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

指定文化財は、これまで指定理由書に基づく現地説明板を設置してきたが、今後も新指定の文化財について継続して設置を行うとともに、未指定であっても地域の歴史に重要な記念物等の文化財については、新たな設置を検討する。また、点在する文化財等を有機的に結び地域全体の文化的価値を高めるため、周遊路の整備を行う。周遊路にかかる重点地区においてはスポット整備をする。スポット整備には、説明板、案内表示板、便益施設、休憩所、ベンチ等の配置を検討する。特に、城東地区には旧出雲往来を中心に多くの歴史的遺産があり、これらを線で結ぶことにより付加価値の高い歴史的風致空間の形成が期待される。

城西地区には歴史的建造物が多く残っており、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた基礎資料とするため、奈良文化財研究所に委託して町家の現況調査を実施した。(平成29年度～平成30年度)令和2年(2020)に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたことにより、今後「津山市町並み保存助成制度」を活用して保存修理することにより、歴史的資産の継承と観光資源として活用を目指す。

京橋門跡地については、公園整備は平成29年度に終了したが、一部石垣を隠している建物が残っており、この部分の土地を購入し建物を撤去する。宮川門跡地については、宮川門を構成する石垣60mの内、約20mの修理が終了しているので、残りについて修理・復元を行う。

津山城跡の三の丸に移築されている、藩校の建物である鶴山館を保存活用

して、津山城跡のガイダンス施設に整備する。

(事業名)宮川門跡地整備事業(平成22年度～令和10年度)

(事業名)京橋門跡地整備事業(平成26年度～令和10年度)

(事業名)鶴山館保存整備事業(令和2年度～令和10年度)

(事業名)伝統的建造物群保存地区保存事業(平成21年度～令和10年度)

(事業名)城下町町並保存対策事業(城西地区・武家地地区)(平成27年度～令和10年度)

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境の保全を図るため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、誘導を図る。景観計画では、樹木の緑、河川の清流に包まれた自然景観とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等及びこれらと一体をなして形成される環境を保護するため「景観形成重点地区」を指定し、建築物の高さ、形態・意匠、色彩誘導のための詳細な景観形成基準を定め、文化財の周辺環境の規制、誘導を図る。重点地区には史跡津山城跡周辺・名勝旧津山藩別邸庭園(衆楽園)周辺・津山市城東伝統的建造物群保存地区周辺・武家屋敷地区・津山駅周辺地区が指定されている。

さらに、歴史的風致の維持及び向上を図るための各種事業に関しては、今後も景観計画等に基づき設置された有識者で構成される各審議組織の事前審議を行いながら文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

火災や震災等の災害から文化財を守り、安全性を確保するため、防災上の課題を把握し、必要な対策を講じる。

また、文化財が位置する地域住民の防災意識向上のため、所有者、管理者、地域住民及び消防署が一体となった定期的な防災訓練を今後も継続的に実施する。

① 重要伝統的建造物群保存地区

津山市城東伝統的建造物群保存地区では、平成30年度に防災計画を策定し、その防災計画に基づき、消防設備等の設置を推進するなど、防災力向上を図る。

(事業名)防災設備整備事業(城東地区)(平成28年度～令和10年度)

② 単体建造物(国の重要文化財(建造物)、県、市指定有形文化財建造物等)

指定文化財建造物は、消防法に基づく消防設備の設置を行う。

また、未指定の文化財については、指定が行われた場合、設置事業費の支

援を通じて速やかに必要な設備の新規設置を行う。また、既存設備の老朽化や形式の適合しないものについても同様に速やかな設備更新を行うこととする。さらに、震災対策として個々の建造物の耐震診断を実施し、耐震補強計画を作成し、計画に基づき必要に応じて耐震補強工事を実施する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市ではこれまで、文化財の現地説明会や文化財調査報告会、関連する講座の開催などを通じて文化財の保存及び活用に関する普及・啓発を行ってきたが、今後も同様の事業を特に重点区域において積極的に展開する。

また、現地説明板の設置やガイドマップの配布などを通じて本市の文化財に関する情報を広く発信する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域を構成する史跡津山城跡と伝統的建造物群保存地区については、旧堀の内側の家老屋敷跡など藩政時代に由来する遺構調査を進めているが、今後も津山城跡と城東・城西という旧城下町区域の保護を一体のものとして捉え、史料との照合などにより調査・研究を深めるとともに、貴重な遺構が発見された場合はその保護に努める。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合においては、事業地の歴史的な背景を十分考慮し、埋蔵文化財の価値を損なわないよう配慮するとともに、発掘調査等の事前調査によりその価値を明らかにするよう努める。

なお、本計画書に掲載された歴史的風致の維持及び向上に関する各種事業の位置を事業ごとに周知の埋蔵文化財包蔵地を示す遺跡地図上に示しており、これにより事業の計画、実施における埋蔵文化財への配慮を促し、併せて藩政時代末期の土地利用を現在地図上に重ねた図を事業位置図と比較して掲載することにより、その場所の歴史的背景を示し計画上の参考となるようにしている。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

文化財愛護少年団が数団あったが、現在は活動してないので、再結成に向けて働きかける。

現在、市内には観光ボランティアガイドが1団体あるが、ガイドの高齢化と後継者の育成が課題となっている。津山郷土博物館友の会、津山洋学資料館友の会にも働きかけガイドを育成していく必要がある。

だんじり保存会と協力し、津山だんじりの用具等の整備、映像記録の作成

を行う。

文化財を保存・活用するこれらの各種団体については、活動への助成、情報提供、研修等を通じて支援を行っていく。

(事業名)津山だんじりの保存・継承事業 (平成10年度～令和7年度)